

令和五年二月

令和五年二月文京区議会定例議会議案

文
京
区

目次

議案第六十九号	文京区個人情報情報の保護に関する法律施行条例	1 頁
議案第七十号	文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の一部を改正する条例	7 頁
議案第七十一号	文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例	9 頁
議案第七十二号	文京区職員定数条例の一部を改正する条例	11 頁
議案第七十三号	文京区印鑑条例の一部を改正する条例	13 頁
議案第七十四号	文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例	15 頁
議案第七十五号	文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例	17 頁
議案第七十六号	文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例	35 頁
議案第七十七号	文京区子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例	37 頁
議案第七十八号	文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	39 頁
議案第七十九号	文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	41 頁
議案第八十号	公園再整備工事（文京区立文京宮下公園）請負契約	45 頁
議案第八十一号	文京区立元町公園整備工事（第一期）請負契約	47 頁
議案第八十二号	訴えの提起について	49 頁

議案第六十九号

文京区個人情報の保護に関する法律施行条例

右の議案を提出する。

令和五年二月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(責任者の設置)

第三条 実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。以下同じ。）は、保有個人情報の適正な管理及び安全確保を図るため、規則で定めるところにより、個人情報の保護管理に係る責任者を置かなければならない。

(事務の登録等)

第四条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を新たに開始しようとするときは、当該事務について、あらかじめそれぞれ次に掲げる事項を個人情報事務登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

一 事務の名称

- 二 事務の内容及び個人情報の利用目的
 - 三 対象となる個人の範囲
 - 四 事務において取り扱う個人情報の項目
 - 五 個人情報の保護管理に係る責任者
 - 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定により登録簿に登録した事務について、同項各号に掲げる事項を変更するときは、あらかじめ当該登録を修正しなければならない。
 - 3 実施機関は、第一項の規定により登録簿に登録した事務を廃止したときは、遅滞なく、当該登録を抹消しなければならない。
 - 4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない事由により、個人情報を取り扱う事務について、あらかじめ登録簿への登録又は登録の修正をすることができないときは、当該事務の開始後において、速やかに登録又は登録の修正をしなければならない。
 - 5 実施機関は、登録簿を閲覧に供しなければならない。
- (開示請求書の記載事項)
- 第五条 開示請求書には、法第七十七条第一項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。
- (不開示情報を開示できる期日の明示)
- 第六条 実施機関は、法第八十二条の規定により保有個人情報の一部を開示する旨又は全部を開示しない旨の決定をする場合において、当該決定により開示しない部分についてその理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該決定の内容を通知する書面に当該期日を記載しなければならない。

(開示決定等の期限等)

第七条 実施機関は、法第八十三条第一項及び第二項並びに法第八十四条に規定する各期間内において、速やかに開示決定等を行うよう努めなければならない。

2 実施機関は、法第九十四条第一項及び第二項並びに法第九十五条に規定する各期間内において、速やかに訂正決定等を行うよう努めなければならない。

3 実施機関は、法第百二条第一項及び第二項並びに法第百三条に規定する各期間内において、速やかに利用停止決定等を行うよう努めなければならない。

(手数料等)

第八条 法第八十九条第二項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第八十七条第一項の規定による開示の実施に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(審議会への諮問等)

第九条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例(平成五年三月文京区条例第七号)第一条に規定する文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会(以下「審議会」という。)に諮問することができる。

一 この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

二 法第六十六条第一項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

三 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

2 実施機関は、審議会が前項の規定による諮問に対応するに当たり、個人情報の取扱いに係る状況を適切に把

握するため、毎年一回、当該状況について審議会へ報告するものとする。ただし、実施機関が必要があると認めるときは、随時審議会へ報告することができる。

（運用状況の公表）

第十条 区長は、毎年一回、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（委任）

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（文京区個人情報の保護に関する条例の廃止）

2 文京区個人情報の保護に関する条例（平成五年三月文京区条例第六号）は、廃止する。

（文京区個人情報の保護に関する条例の廃止に伴う経過措置）

3 次に掲げる者に係る前項の規定による廃止前の文京区個人情報の保護に関する条例（以下「旧条例」という。）第三条第二項の規定によるその職務又は第十二条の二第二項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第二条第八号に規定する個人情報等（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前項の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお従前の例による。

一 前項の規定の施行の際現に旧条例第二条第九号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職

員である者又は施行日前に旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前に旧個人情報の取扱いに従事していた者

二 施行日前に旧条例第十二条の二第一項に規定する受託者等であったもの又は同項に規定する受託業務に従事していた者

4 施行日前に旧条例第十六条から第十九条までの規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己情報の開示、訂正、削除及び利用の中止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第二条第六号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 付則第二項の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は施行日前に旧実施機関の職員であった者
二 付則第三項第二号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前に旧実施機関が保有していた旧条例第二条第四号に規定する保有個人情報を行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前二項の違反行為をした場合における旧条例第三十六条に規定する処罰については、施行日以後も、なお従前の例による。

8 付則第二項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（文京区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

9 文京区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年六月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「文京区個人情報の保護に関する条例（平成五年三月文京区条例第六号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改める。

（説明）

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部改正に伴い、文京区における個人情報保護制度について必要な事項を定めるため、本案を提出いたします。

議案第七十号

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年二月七日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の一部を改正する条例

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例（平成五年三月文京区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「文京区情報公開条例（平成十二年三月文京区条例第四号）による」を「文京区における」に改め、「文京区個人情報の保護に関する条例（平成五年三月文京区条例第六号。以下「個人情報保護条例」という。）による」を削る。

第二条第一項中「、個人情報保護条例の規定により区長又は実施機関がその意見を聴くこととされた事項のほか」を削り、「区長の」を「実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。以下同じ。）の」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 文京区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和五年 月文京区条例第 号）第九条第一項又は文京区議会個人情報の保護に関する条例（令和五年 月文京区条例第 号）第五十四条の規定により、実施機関が個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めた事項に関すること。

第二条第一項に次の二号を加える。

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第五章第一節に規定する特定個人情報保護評価等に関し、実施機関が特定個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めた事項に関する事。

四 死者に関する情報に関する事。

第二条第二項中「情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項」を「前項各号に掲げる事項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第二条第一項の規定によりなされた諮問であつて、施行日において答申がなされていないものの取扱いについては、なお従前の例による。

（説 明）

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七十一号

文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年二月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

文京区情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成五年三月文京区条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「文京区情報公開条例(平成十二年三月文京区条例第四号。以下「情報公開条例」という。)の規定による」を削り、「文京区個人情報の保護に関する条例(平成五年三月文京区条例第六号。以下「個人情報保護条例」という。)の規定による自己情報の開示、訂正、削除、利用の中止又は提供等の中止」を「保有個人情報
の開示、訂正又は利用停止」に改める。

第二条中「情報公開条例」を「文京区情報公開条例(平成十二年三月文京区条例第四号)」に、「又は個人情報保護条例第二十三条の二第一項」を「、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第百五条第三項において準用する同条第一項又は文京区議会個人情報の保護に関する条例(令和五年 月文京区条例第 号)第四十九条」に改める。

第九条第一項中「情報公開条例第二条第一項又は個人情報保護条例第二条第九号に規定する」を削り、「以下「実施機関」という」を「区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。以下同じ」に、「自己情報」を「保有個人情報」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に文京区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和五年 月文京区条例第 号）付則第二項の規定による廃止前の文京区個人情報の保護に関する条例（平成五年三月文京区条例第六号）第二十三条の二第一項の規定によりなされた諮問であつて、施行日において答申がなされていないものの取扱いについては、なお従前の例による。

(説 明)

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七十二号

文京区職員定数条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年二月七日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区職員定数条例の一部を改正する条例

文京区職員定数条例（昭和五十年三月文京区条例第四号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項の表を次のように改める。

一 区長の事務部局の職員	一、五六八人
二 議会の事務部局の職員	一〇人
三 教育委員会の事務部局の職員	二一三人
四 教育委員会の所管に属する学校の職員	一五五人
五 選挙管理委員会の事務部局の職員	七人
六 監査委員の事務部局の職員	六人
合計	一、九五九人

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(説明)

職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、本案を提出いたします。

議案第七十三号

文京区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区印鑑条例の一部を改正する条例

文京区印鑑条例（昭和五十年三月文京区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二の見出し中「個人番号カード」の下に「又は移動端末設備」を加え、同条第一項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「個人番号カードをいう。」の下に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する主務省令で定める電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条の二第四項第二号ロに規定する移動端末設備をいう。）」を加える。

付 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）第四十九条の規定の施行の日から施行する。

(説明)

移動端末設備を用いた印鑑登録証明の申請に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七十四号

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年二月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例（令和三年三月文京区条例第九号）の一部を次のように
改正する。

付則第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

手数料に係る特例の適用期限を延長するため、本案を提出いたします。

議案第七十五号

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月七日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区建設事務手数料条例の一部を改正する条例

文京区建設事務手数料条例（平成十二年三月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二条関係）

事務		名称		額	徴収時期
1	都市低炭素化促進法第五十四条第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料		四十七百円	認定申請のとき。
		<p>次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市低炭素化促進法第五十四条第二項の規定による申出があった場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表6の2の項に掲げる額）の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）</p>			
1 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成		(1) 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）		四十七百円	
(2) 共同住宅等（共同住宅、ア 住戸の部分（人の居住の建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの		建築物の総戸数が一戸のもの		四千七百円	
		建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの		九千四百円	

した都市低炭素化促進法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。

イ 共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段、その他共用部分をいう。以下同じ。）

用途に供する部分に限る。以下同じ。

建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	一万六千円
建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	二万七千円
建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	四万五千円
建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	八万二千円
建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	十三万千円
建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	十七万円
建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	十八万五千円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	九千三百円
当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	一万六千円
当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万六千円
当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	八万円
当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十二万六千円
当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十六万円

(3) (2) 及び 建築物以外の		ウ 非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。)										
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの
建築物の延べ面積が五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が二万六千円	二十万円	九千三百円	二万六千円	八万円	十二万六千円	十六万円	二十万円	九千三百円	二万六千円	八万円	十二万六千円

2 合 1 以外の場														
(1) 一戸建て住宅														
(2) 共同住宅等														
ア 住戸の部分														
イ 共用廊下等の部分														
建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの			
十六万円	二十万円	三万五千円	三万五千円	三万五千円	六万九千円	九万七千円	十三万七千円	十九万七千円	二十八万三千円	三十八万五千円	五十万八千円	六十万円	十万九千円	十三万八千円

(3)													
(1)及び													
建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	ウ の 部 分 非 住 宅												
	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一萬平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が一萬平方メートルを超え二萬五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二萬五千平方メートルを超え五萬平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三萬平方メートルを超え十萬平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が十萬平方メートルを超え二十萬平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二十萬平方メートルを超え三十萬平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三十萬平方メートルを超え四十萬平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が四十萬平方メートルを超え五十萬平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五十萬平方メートルを超え六十萬平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が六十萬平方メートルを超え七十萬平方メートル以内のもの	
	十八万円	二十八万円	三十五万九千円	四十二万九千円	五十万円	二十四万二千円	三十万円	三十八万四千円	五十四万六千円	六十七万円	七十八万九千円	九十万円	二十四万二千円

		2			
		都市低炭素化促進法第五十五条			
		第一項の規定による低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査			
1 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市低炭素化促進法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提		低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料			
(1) 一戸建て住宅		次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市低炭素化促進法第五十五条第二項の規定において準用する都市低炭素化促進法第五十四条第二項の規定による申出があつた場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）		(2) 以外の建築物	
(2) 共同住宅等		建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの		建築物の延べ面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	
ア 住戸の部分		建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの		建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	
建築物の総戸数が一戸のもの		建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの		建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	
建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの		建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの		建築物の延べ面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	
建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの		建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの		建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	
建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの		建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの		建築物の延べ面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	
三千三百円		九十万円		三十万円	
三千三百円		七十八万九千円		三十八万四千円	
六千六百元		六十七万円		五十四万六千円	
一万千円					
一万九千円					
		変更認定申請のとき。			

出された場合

ウ の 部 分 非 住 宅	イ 分 下 等 の 部 共 用 廊											
当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの
六千五百円	十四万円	十一万二千元	八万八千元	五万六千元	一万八千元	一万千円	六千五百円	十三万四千元	十二万二千元	九万三千元	五万八千元	三万二千元

							(3) 及び (1) (2)以外 の 建 築 物					
建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの
								十一万二千元	十一万二千元	十一万二千元	十一万二千元	十一万二千元
								十四万円	十四万円	十四万円	十四万円	十四万円
								六千五百円	六千五百円	六千五百円	六千五百円	六千五百円
								一万千円	一万千円	一万千円	一万千円	一万千円
								一万八千円	一万八千円	一万八千円	一万八千円	一万八千円
								五万六千円	五万六千円	五万六千円	五万六千円	五万六千円
								八万八千円	八万八千円	八万八千円	八万八千円	八万八千円
								五万六千円	五万六千円	五万六千円	五万六千円	五万六千円
								十一万二千元	十一万二千元	十一万二千元	十一万二千元	十一万二千元

2 合 1 以外の場													
(2) 共同住宅等												(1) 一戸建て住宅	
ア 住戸の部分												イ 共用廊下等の部分	
建築物の総戸数が一戸のもの	建築物の総戸数が二戸以上五戸以下のもの	建築物の総戸数が六戸以上十戸以下のもの	建築物の総戸数が十一戸以上二十五戸以下のもの	建築物の総戸数が二十六戸以上五十戸以下のもの	建築物の総戸数が五十一戸以上百戸以下のもの	建築物の総戸数が百一戸以上二百戸以下のもの	建築物の総戸数が二百一戸以上三百戸以下のもの	建築物の総戸数が三百一戸以上のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	
一万八千円	一万八千円	三万七千円	五万二千円	七万四千元	十万八千元	十五万九千元	二十二万千元	二十九万千元	三十四万二千元	五万七千元	七万二千元	九万六千元	十五万六千元

(3) 建築物 (2)以外の (1)及び												
建築物の延べ面積が千平方メートルを超える二千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートルを超える千平方メートル以内のもの	建築物の延べ面積が三百平方メートル以内のもの	ウ 非住宅の部分									
			当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートルを超えるもの	
十九万八千円	十五万四千円	十二万三千円	四十九万千円	四十二万七千円	三十六万千円	二十九万円	十九万八千円	十五万四千円	十二万三千円	二十九万円	二十四万七千円	二十万五千円

別表第三の項及び4の項を次のように改める。

3		建築物省エネ法第三十五条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査		建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		認定申請のとき。	
1		申請に併せて建築物省エネ法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合		次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第三十五条第二項の規定による申出があつた場合においては、一の建築物については別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）			
(1)		一戸建て住宅（一棟の建築物からなる一戸の住宅をいう。以下同じ。）		建築物省エネ法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合			
(2)		（1）以外の建築物		建築物省エネ法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合			
ア		住宅部分（建築物省エネ法第三十五条第一項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）		建築物省エネ法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合			
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの		五千百円			
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		九千七百元			
		当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの		二万千円			
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの		四万六千円			
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの		八万千円			

建築物の延べ面積が二千平方メートルを超える五千平方メートル以内のもの	二十九万円
建築物の延べ面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	三十六万千円
建築物の延べ面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	四十二万七千円
建築物の延べ面積が二万五千平方メートルを超えるもの	四十九万千円

		2 の 場 合 1 以 外								
(2) 外 の 建 物		(1) 一 戸 建 て 住 宅								
ア 住 宅 部 分				イ 非 住 宅 部 分						
当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	当 該 住 宅 の 床 面 積 の 合 計 が 二 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 万 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 一 万 平 方 メ ー ト ル 以 上 二 万 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 五 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 一 万 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 二 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 五 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 千 平 方 メ ー ト ル 以 上 二 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 以 上 千 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の	当 該 部 分 の 床 面 積 の 合 計 が 三 百 平 方 メ ー ト ル 未 満 の も の
十一万六千円	六万九千百円	三万八千四百円	三万四千四百円	二十万千円	十六万千円	十二万八千円	八万四百円	二万七千百円	一万六千七百円	九千七百円

		4			
		建築物省エネ法第三十六条第一項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査			
1 申請に併せて建築物省エネ法第三十五条第一項各号に掲げる基準に適合して		建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料		熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。）による場合	
(1) 一戸建て住宅		次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物省エネ法第三十六条第二項において準用する建築物省エネ法第三十五条第二項の規定による申出があつた場合においては、一の建築物について別表第一24の2の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとと同表6の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第八十七条の四に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機一基について同表24の4の項又は24の5の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）		当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	
ア 住宅部分		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		三十一万七千七百円	
(2) 外の建築物		当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの		七十二万三千七百円	
		当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの		六十四万六千円	
		当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの		七十六万三千円	
		当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの		八十七万千円	
				変更認定申請のとき。	

2 場 合 1 以 外 の		いることを 示す書類と して区長が 定めるもの が提出され た場合								
(1) 一 戸 建 て 住 宅										
		イ 非 住 宅 部 分								
当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの	当該住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
二万七千円	二万四千二百円	十四万千円	十一万三千円	九万円	五万六千四百円	一万九千五百円	一万千八百円	六千九百円	五万七千円	三万二千円

(イ) 標準入力法等による場合

当該部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方米未満のもの	当該部分の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	当該部分の床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
十五万九千二百円	十九万九千二百円	二十五万七千二百円	三十六万六千七百円	四十五万三千元	五十三万五千元	六十一万円

別表第三備考2中「3の項2(2)イ(イ)又は4の項2(2)イ(イ)」を「3の項2(2)イ又は4の項2(2)イ」に改め、同表備考11から13までを削り、同表備考14中「一の建築物の」を削り、同表備考14を同表備考11とし、同表備考15中「一の建築物の」を削り、同表備考15を同表備考12とし、同表備考16を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十八号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四条第一項の認定を受けている又は同法第五十三条第一項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第五十五条第一項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の文京区建設事務手数料条例別表第二の項の規定は、なおその効力を有する。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第六十七号）の施行の際、現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第三十五条第一項の認定を受けている又は同法第三十四条第一項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第三十六条第一項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の文京区建設事務手数料条例別表第三の項の規定は、なおその効力を有する。

(説明)

手数料の徴収に係る区分を改めるほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七十六号

文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年二月七日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区自転車駐車場条例の一部を改正する条例

文京区自転車駐車場条例（平成七年七月文京区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。
別表第一の一の部中央大学茗荷谷キャンパス内自転車駐車場の項の次に次のように加える。

江戸川橋B自転車駐車場

東京都文京区関口一丁目二十番先

付 則

この条例は、令和五年六月一日から施行する。

（説 明）

江戸川橋B自転車駐車場に一時利用制自転車駐車場を新設するため、本案を提出いたします。

議案第七十七号

文京区子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年二月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例

(文京区子ども・子育て会議条例の一部改正)

第一条 文京区子ども・子育て会議条例(平成二十五年六月文京区条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十七条第一項」を「第七十二条第一項」に改める。

第二条中「第七十七条第一項各号」を「七十二条第一項各号」に改める。

(文京区保育所における保育に関する条例の一部改正)

第二条 文京区保育所における保育に関する条例(昭和六十二年三月文京区条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

(文京区立認定こども園条例の一部改正)

第三条 文京区立認定こども園条例(平成二十七年十月文京区条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第三号中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(説 明)

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七十八号

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年二月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第四条第二項ただし書中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改め、同項第一号中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改め、同項第三号中「同項第三号」を「同条第三号」に改める。

第六条第三項中「同項第二号」を「同条第二号」に改める。

第八条中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第三十五条第二項及び第三項中「同項第二号」を「同条第二号」に改める。

第三十六条第二項及び第三項中「同項第一号」を「同条第一号」に改める。

第三十七条第二項及び第三十九条第二項中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に改める。

第五十一条第三項中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改める。

第五十二条第二項中「同項第三号」を「同条第三号」に改める。

付 則

この条例中第二十六条の改正規定は公布の日から、その他の規定は令和五年四月一日から施行する。

(説 明)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第七十九号

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和五年二月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年九月文京区条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「次条第一項」の下に「、第七条の三第二項」を加える。

第七条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第七条の二 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、

安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
(自動車を行う場合の所在の確認)

第七条の三 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができると方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第十条中「ときは」の下に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。
第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条第二項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例中第十三条の改正規定は公布の日から、その他の規定は令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第七条の三第二項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(説明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部改正に伴い、規定を整備するため、本案を提出いたします。

議案第八十号

公園再整備工事（文京区立文京宮下公園）請負契約

右の議案を提出する。

令和五年二月七日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

公園再整備工事（文京区立文京宮下公園）請負契約

公園再整備工事（文京区立文京宮下公園）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

一 契約の目的 公園再整備工事（文京区立文京宮下公園）

二 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約

三 契約金額 金二億二千七百四十八万円

四 契約の相手方 東京都港区三田四丁目七番二十七号

株式会社日比谷アメニス

代表取締役 伊藤幸男

（説 明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出

いたします。

(参 考)

一 工 期

契約締結の翌日から令和六年三月一日まで

二 支出科目等

令和四年度 一般会計 総務費 防災対策費

土木費 公園緑地費

令和五年度 債務負担行為

議案第八十一号

文京区立元町公園整備工事（第一期）請負契約
右の議案を提出する。

令和五年二月七日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区立元町公園整備工事（第一期）請負契約
文京区立元町公園整備工事（第一期）施行のため、左記請負契約を締結する。

記

- 一 契約の目的 文京区立元町公園整備工事（第一期）
- 二 契約の方法 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約
- 三 契約金額 金二億四千三百八十八万三千六百円
- 四 契約の相手方 東京都文京区後楽一丁目一番十三号小野水道橋ビル四階
株式会社小野組東京支店
東京支店長 松岡毅

（説明）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第五号及び文京区議会の議決に付すべき契約及

び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年三月文京区条例第十二号）第二条の規定により、本案を提出いたします。

（参 考）

- 一 工 期 契約締結の翌日から令和五年十二月二十日まで
- 二 支出科目等 令和四年度 一般会計 土木費 公園緑地費
令和五年度 債務負担行為

議案第八十二号

訴えの提起について

右の議案を提出する。

令和五年二月七日

提出者 文京区長 成 澤 廣 修

訴えの提起について

文京区は、次のとおり訴えを提起する。

一 件名

住宅使用料等の支払請求に関する民事訴訟

二 相手方

三 概要

相手方は、区営関口二丁目アパート（以下「本件住宅」という。）に居住していた際の使用料及び共益費並びに原状回復及び残置物の処分に必要な費用（以下「使用料等」という。）を長期にわたり滞納しており、文京区の再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかった。

このため、文京区は、本件住宅の使用料等について、相手方に対し、令和四年十月二十八日を期限として連絡をするよう通知をしたが、相手方は、当該期限を過ぎた後もこれに応じていない。

四 請求の趣旨

- (一) 相手方に対し、使用料等滞納分を支払うことを求める。
- (二) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
- (三) 仮執行の宣言を求める。

五 訴訟遂行の方針

訴訟において請求が認容されないときは、上訴するものとする。

(説 明)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第十二号の規定により、本案を提出いたします。

